

令和2年■月■日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県生涯学習審議会
会長 鈴木 眞理

第14期神奈川県生涯学習審議会 現時点での論点整理（案）

1 はじめに

第14期神奈川県生涯学習審議会（任期 平成30年11月9日から令和2年11月8日）は、神奈川県教育委員会から諮問のあった「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」（別紙1）について、平成31年1月24日（木）から令和元年12月20日（金）まで、計5回の審議会を開催してきました。

この間、それぞれの家庭における家庭教育に対する価値観は多種多様であり、様々な家庭教育支援のあり方が想定される中、各委員がそれぞれの立場で活発に議論してきましたが、審議会全体として一つの方向を示す必要があると考えていました。

しかし、令和2年3月30日（月）に開催を予定していた第6回審議会が、新型コロナウイルス感染症の影響のため延期となり、現在に至るまで開催できていません。

コロナ禍の中、書面会議やWeb会議の開催についても検討してきましたが、答申に向けては各委員が一堂に会した会議の場におけるさらなる議論が不可欠と考え、審議会が開催できない状況では任期中の答申は難しいと判断しました。

そこで、第14期審議会におけるこれまでの議論について、現時点での課題や論点をここに整理し、提出することとしました。

なお、家庭教育支援のあり方については、大変重要なテーマであることから、ここに記した課題や論点を踏まえて、第15期審議会でも引き続き議論することが必要だと考えます。

2 第1～第5回審議会の審議内容

- (1) 第1回審議会（平成31年1月24日（木） 10:00～12:00）
- ア 生涯学習審議会に対する神奈川県教育委員会からの諮問
神奈川県教育委員会から、「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」の諮問があり、これを今期のテーマとして調査審議を行うこととした。
- イ 事務局から審議会の運営と、家庭教育支援に関する資料についての説明が行われ、各委員が諮問内容に関する意見を述べた。
- (2) 第2回審議会（令和元年6月6日（木） 15:00～17:00）
- ア 家庭教育支援について（発表）
家庭教育支援の実践事例の情報提供、今後の方向性、あり方についての発表を行い、意見交換を行った。
- ・ 厚木市の「地域ぐるみ家庭教育支援事業」について（青木信二委員）
 - ・ 社会教育における家庭教育支援のあり方について（萩原健次郎委員）
- (3) 第3回審議会（令和元年7月26日（金） 14:00～16:00）
- ア 家庭教育支援について（情報提供）
福祉関係の情報提供として、スクールソーシャルワーカーおよび民生委員、児童委員、主任児童委員の活動について発表および情報提供を行った。
- ・ スクールソーシャルワーカーの活動について（子ども教育支援課 西谷晴美スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）
 - ・ 民生委員児童委員、主任児童委員の活動について（映像による情報提供『民生委員・児童委員はあなたの身近な支援者です』神奈川県民生委員児童委員協議会作成、『ご存じですか？ 身近な相談役、民生・児童・主任児童委員』茅ヶ崎市作成）
- (4) 第4回審議会（令和元年9月2日（月） 14:00～16:00）
- ア 家庭教育支援について（論点整理）
- ・ 現状の家庭教育支援の課題について整理した。
今後の議論に向けて論点を整理し、意見交換を行った。
 - ・ 家庭教育支援実施状況調査について
県内市町村に回答を依頼する調査について、意見交換を行った。
調査を9～10月をめどに実施することとした。

子育て当事者の声を聞き取る方法について検討することとした。

(5) 第5回審議会（令和元年12月20日（金） 14:00～16:00）

ア 市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果について

10月に実施した調査結果を事務局から報告し、意見交換を行った。

・ 調査について

審議にあたり、当事者の意見、情報が足りないためアンケート調査を実施した。家庭教育支援主管課で、子育て当事者の声として掘りこんでいること、主管課としては、どういうことが保護者のニーズだと考えているか等を調査項目とした。

調査は、令和元年10月に県内33市町村の家庭教育支援主管課、子育て支援主管課を対象に行い、家庭教育支援は29自治体から、子育て支援は16自治体から回答があった。

・ 調査結果について

家庭教育支援主管課から回答のあった実施事業は96事業、子育て支援主管課から回答のあった実施事業は83事業だった。

家庭教育支援主管課から回答のあった事業は、半分以上が学習機会の提供で、その他に、体験活動、居場所・交流の場の提供、啓発などとなっている。事業の対象は、ほとんどが「すべての家庭」となっていた。

子育て支援主管課から回答のあった事業は、場の提供や相談事業が多い。対象は、未就学児をもつ保護者としている事業が6割以上だった。就学後の子どもをもつ保護者対象の事業は、「すべての家庭」と「支援が必要な家庭」とが半々程度対象となっていた。

イ 事例取材報告

世田谷区版「利用者支援事業」について

（青木信二委員、小野晴子委員）

11月に取材を行った世田谷区の取組について委員から報告し、意見交換を行った。

ウ 家庭教育支援条例について

次回の意見交換に向けて、「家庭教育支援条例」に係る情報提供を事務局から行った。

※ 各回の審議内容の詳細については、別紙2参照

3 家庭教育支援のあり方についての議論における課題認識と論点整理

第3回までの審議会において、別添「家庭教育支援のあり方について議論する上での課題等」に記載した「支援が十分に届いていないことからくる課題」及び「支援体制を作るうえでの課題」について議論を行ったところ、さらに「行政、地域、学校 それぞれの役割」について論じる必要があることが明らかになった。

そこで、第4回審議会において、今後の議論の取りまとめに向けて、次のとおり論点を整理した。

- 1 支援が十分に届いていないという課題についての論点
 - ・ 支援の対象をどう考えるか。
 - ・ 支援の目的と活動内容をどう考えるか。
- 2 支援体制を作る上での課題についての論点
 - ・ 支援の拠点をどう考えるか。
 - ・ 支援の担い手をどう考えるか。
- 3 行政、地域、学校 それぞれの役割についての論点
 - ・ 行政、地域、学校それぞれが担う役割をどう考えるか。
 - ・ 福祉部局等との連携をどのように図っていくか。(家庭教育支援と子育て支援等)

これらの論点を整理するにあたっては、委員から様々な課題や意見が出されており、今後、さらに議論を深めていく必要がある。

今後の議論につなげるため、論点ごとに各委員の課題認識や意見を併記しておく。

(1) 支援が十分に届いていないという課題についての論点

- 支援の手へとつながりにくい、つながることができない家庭がある
- 必要な情報が、必要な時に必要な人に適切かつ十分に伝わっていない

ア 支援の対象をどう考えるか

- ・ ユニバーサル型（全ての家庭対象）、ターゲット型（課題を抱える家庭）の区分で考えてはどうか
- ・ 支援対象の年齢層で考えてはどうか
- ・ 子育て支援との住み分けの基準について（活動内容で行うか）考えて

はどうか

- ・ 将来、親になる児童・生徒に対する支援について考えてはどうか

[論点に対する委員からの主な意見の抜粋]

ユニバーサル型、ターゲット型といった区分が示されているが、どういう層に対して支援が必要かを考えることが課題。「全ての家庭」「課題を抱える家庭」は、どちらかからどちらかに移行したり、また戻ったりということもある。

イ 支援の目的と活動内容について

- ・ 主たる目的をどこに設定するか（予防、課題発見（認知）、課題解決に向けて専門機関につなぐこと・連携 等）
- ・ 設定した目的に向けて、具体的にどのような取り組みが考えられるか

(2) 支援体制を作る上での課題についての論点

- 既存の仕組みや取組が十分に機能していない
- 地域は、様々な社会的課題への対応の担い手として期待されており、負担感が大きくなっている

ア 支援の拠点（場所としての拠点）

- ・ 活動の拠点をどこに設置するか

地域の生活圏内にある日常的な学習活動施設である公民館、地域学校協働活動の一環として行うとすれば学校等はどうか

(参考) 厚生労働省の施策により、おおむね3歳未満の児童とその保護者を対象とした子育て支援拠点の設置は、「地域子育て支援拠点事業」として推進されている。

[論点に対する委員からの主な意見の抜粋]

共助の関係を創出する地域をどうやって作っていくかが重要。小さなコミュニティの重層的なネットワークを地域というならば、身近なところで共助のコミュニティを創出していけるか、どのように環境作りをしていくのかという議論と、未就学や未就園の子どもを抱えた家庭などそこに乗ることができない家庭の両方に目配りしながら考えていくことが必要。

イ 支援の担い手（組織としての拠点）

- ・ 国では、地域の多様な人材で構成される自主的な集まりである「家庭教育支援チーム」を組織することを推進している。神奈川県家庭教育

支援の推進にあたり、チームの組織化についてどのように考えるか

- ・ 家庭教育支援を推進していくには、どのような人材が必要か。人材育成はどのようにすべきか

(3) 行政、地域、学校 それぞれの役割についての論点

- (1)、(2)を踏まえ、行政、地域、学校がそれぞれ担う役割とは何か
- 福祉部局等との連携をどのように図っていくか

[論点に対する委員からの主な意見抜粋]

(行政の役割)

- ・ 家庭教育支援と子育て支援の境界線はどこか、地区の単位をどうするか、核となる施設や機関は必要で、それを担うのはどこかといった点が課題。また、コーディネーターのような指導者が行政から任命されていることが大切だが、その指導者の位置づけと育成研修が必要。

(地域の役割)

- ・ 「誰が」それを担うのかという点が大切。行政と地域の中間的な存在の人が活動できる社会になっていくとよいが、行政がその仕組みを作るのがよいのか、あるいは、誰もがそのような存在として活動でき、活動しながら普通に生活できる社会になるのがよいのか、を考えることが必要。

(学校の役割)

- ・ 子どものことで困っている保護者は、学校に対し本音を言えないことが多い。まわりでサポートできる、保護者が本音を語れる組織が必要。

(福祉部局等との連携)

- ・ 今まで社会教育ではあまり行われなかった訪問型にリンクして、保健師や民生委員児童委員の活動を通じて、情報を家庭に直接手渡すことができればよい。

(その他)

- ・ 必要としている人のところに、どのような支援を届けるかという観点ではなく、支援する人たちが育っていく、より自立的になっていく、という観点でもよい。何かの支援を通して、人々が自立的になることが、社会教育の取組なのかもしれない。今回はそれを、家庭教育支援を通じて考えているわけだが、より大きな側面から考えることも可能。